

第8章 促進区域の設定に関する富山県環境配慮基準

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められています。

一方で、再生可能エネルギー施設の設置については、景観への影響や野生生物・生態系等の自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった懸念が生じていることから、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方、その他の公益への配慮等が必要です。

地球温暖化対策推進法では、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図る「地域脱炭素化促進事業」の制度が設けられています。

市町村は、この地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）を、国が定める基準のほか、地域の自然的社会的条件に応じた都道府県の環境配慮基準に基づき定めるよう努めることとされました。

県では、地球温暖化対策推進法第21条第6項及び第7項の規定に基づき、本県における促進区域の設定に関する環境配慮基準を、別冊1「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）の設定に関する富山県基準」のとおり定めます。